

# 会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和2年第8回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主査 萩原 靖殖		
日 時	令和2年4月28日（火） 午前10時00分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、石井恵子委員、 植村 博委員、田中和八委員、秋谷公臣委員 長谷川議長、伊藤副議長 欠席者 中川勝敏委員 執行部 なし 議会事務局 石井事務局長、萩原		
<b>【会議の概要】</b> 議題 (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関わる議会の対応について (2) その他  《決定事項等》 (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関わる議会の対応について ① 一般質問の取り扱いについて 一般質問については、自粛することが望ましいが、判断は各議員が行うこと。 なお、全協での説明の際には、中止とするなどの意見もあったことを加えて報告する。 ② 議場スクリーンの使用開始時期について 議場スクリーンの6月議会からの使用開始については延期する。 ③ 一般質問の質問時間について 質問時間は従前のおり1時間とするが、質問者の判断に委ねる。 ④ 議場での離席について 議員及び執行部側の双方ともに離席を認める。執行部の出席者は、質問内容及び質問者等で対応する。 なお、定足数の11人を下回らないよう各会派等で考慮する。 ⑤ 審議方式について 審議は本会議方式で行うこととする。これにより大綱的質疑は、なしとする。 ⑥ その他細部の検討などについては、ゴールデンウィーク後に再度議運を開催して進めていくこととする。 (2) その他について ・特になし			



－開会 9 : 5 9－

石井局長

会議に先立ちまして血協委員長より一言、ご挨拶をお願いいたします。

血協委員長

皆さん、おはようございます。

本議会運営委員会、24日の金曜日ですか、臨時議会閉会后と予定していたんですが、日程を改めさせていただき、出席いただきありがとうございます。

非常にコロナの関係で、外出の自粛ですとかそういうものが出て、私もですね、非常にストレスがたまっているような状況で皆さんもそうかなと思っているところです。

このコロナに関わるところで、議会運営委員会として、今後の定例会の日程等をどのようにするかということで、お集まりいただいているところですので、余り長い時間を掛けようとは思っておりません。

慎重なる審議をいただきながら、速やかに進められればと思っておりますので、皆様の御協力をお願いし、御挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

石井局長

ありがとうございました。

それでは、委員会会議につき、議事につきましては、血協委員長をお願いいたします。

血協委員長

ただいまの出席は7名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより、令和2年第8回、議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議はお手元に配付の議題のとおりでございます。

議題1、新型コロナウイルス感染症対策に関わる議会の対応についてを議題といたします。

先日の議会議員全員協議会で、議長から提案のありました新型コロナウイルス感染症対策にかかわる、議会における議事運営の効率化、会期日程の短縮等に関する対応について、議員皆様から意見をいただいたところですが、これについて、議会運営委員会として、正式に、対応方針を、決定したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

ついては、先日の意見について取りまとめたものを、事務局から説明をお願いいたします。

石井事務局長。

それでは皆様から、4月の21日までいただきました意見をですね、一覧のほうにまとめたものを、お手元に配ってございます。

大きく分けまして審議の方法、一般質問の区分をさせていただいているところですが、まず審議の方法ということについてでございますが、委員会方式を本会議方式に変更してはどうかという御意見、これにつきましては、新任の部長さんがデビュー戦となることも踏まえて、執行部との調整が必要ではないかという意見がついております。

次に、議案審議における発言者以外の議場不在の容認ということで、こちらのほうにつきましては、臨時議会のほうで実践をしてみたところでございます。それからもう1点、質疑を会派とまとめて、必要最小限としてはどうかという御意見が出ているところです。

次に、一般質問につきましては、中止とすべき意見につきましては、3点出ておまして、原則、一般質問は行わない。どうしても必要な場合は、質問書、答弁書等の書面で対応できない代替できないかという御意見。

それから、市の仕事を優先するために、一般質問は控えるという御意見、それから一般質問は議員の権利だが、市民の安心安全を優先にすべきではないかという御意見が出ているところです。

次に必要ということにつきましては、答える必要のない執行部は退席しても構わない。また、下打ち合わせや想定質問答弁の、やりとりは必要ないんではないかという御意見。それから、なくすのは反対ですという意見が出ております。

その他という区分にさせていただきましたが、一般質問のために行政は準備が必要である。ただ、こういうときだからこそ質問、正したいという、問いという字がちょっと漏れておりましたが、質問したいということもあります。1人でも質問があるとなれば、行うこととなりますが、全員で合意がとれれば、やめてもよいのではないかという御意見。

それからコロナ関係のことだと思いますが、全員協議会で補足説明を求めるようにすることはできないかという御意見。それから、コロナ関連で、議会で取りまとめるのは議会の質問であるから、一般質問は議員個人の問題であるという御意見。一般質問のあり方、労力をかけて作るという手間を、執行部に工夫してもらえないかという御意見。

今回、一般質問をしないのなら、次回2回分を行えるように配慮してもらいたいという御意見。一般質問の時間を短くするという御意見。

それから具体的な会期の案でございますが、議案説明で1日、中1日置いて、一般質問、中1日置いて、最終日、質疑・討論・採決、というご意見。

同じように、議案説明1日、中1日置いて一般質問、議案質疑の日を1日設け、数日おいて、最終日に討論採決を行ってはどうかという御意見。

次に、本会議制で、さらに議案質疑を通告制にすると、執行部の準備があるし、かえって長くなってしまいます。新型コロナに関しては全協において、補足説明のみでなく、十分説明を受けられるのならば、一般質問で、コロナのことは聞かない。という御意見。

それから、一般質問をどうするかという議論の前提として、緊急事態宣言が続いている最中に、一般質問の通告期限が来てしまうから、というような基準が必要ではないかという御意見。また、今後もコロナの状況等の中で、一般質問はどうするかということは、また別に考えるべきではないかという御意見をいただいたところです。

また、審議が未協議となっている案件といたしまして、大綱的質疑の取り扱い、また、説明員の範囲、こちらのほうは、一部、退席等もさせていただいたところではございます。

また、委員会の資料請求の件についても、あわせて協議をいただければと思っているところでございます。以上でございます。

#### 血脇委員長

ありがとうございました。

今、事務局のほうから、大きく5段ですか、審議方法、それから一般質問、大綱的質疑等々ということで説明をいただいたんですが、まず、一般質問の部分から触れたいなと考えております。なぜかといいますと、通告書の発送がもう間もなく、発送日に近づいているということがございますので、6月定例会における一般質問をどのように取り扱うかという部分を、まず最初に、方向を出したいと考えておりますので、皆様から御意見をお願いいたします。御意見ございますか。

#### 古澤委員

一般質問についてたくさん御意見が出ていますけれども、この一般質問をするかしないかという決め方ですね。それが全員合意であるのか、多数決であるのか、それがわかればもうすぐくはつきりすることだと思うんですけども、どうでしょうか。

まず、決め方が全員合意でなければならぬとしたら、一般質問どうしてもしますという方がおっしゃれば、それはもう、するしかないということになりますよね。その決め方を図ってください。

#### 血脇委員長

今、古澤委員のほうから、一般質問をということで、先般の議員全員協議会の中で、議員みんなの合意がとれれば、一般質問をなくしてもいいんじゃないかという御意見が出て、そこで皆さんの意見を聞いた中では、何名かの方から、一般質問はやめるべきではないと、というような御意見が出てますので、この21名全員の合意形成はもう取れないというように認識しているところです。

多分皆さんもそうじゃないかなと思うので、今回のこの一般質問については、議員全員の合意が、もう図れていないということですので、今、古澤委員からあったように、それでは、一般質問をする、というような考えになるのかなと思ってしまいうんですが。

#### 古澤委員

そこで少し議論をしていただきたいと思いますけれども、私自身は、この中止の3番目に書いてある、一般質問は議員の権利だが市民の安心・安全を最優先にすべきというところを賛成したいと思います。で、一般質問をするという方が今日いらしてるんですかね。一応、今日が正式の場ですよ。この間、御意見、皆さんおっしゃったけれども、今日、議運で決めますと

いうことだったので、今日いらしてるのであれば、その方たちがもう一度きちっと、表明していただきたいと思えますけれども。

#### 血脇委員長

それではですね、先般の全員協議会の中で、一般質問を取りやめるべきではないと、議員の権利だということで、意見を当時申し上げておりました議員の方が傍聴席のほうにいらっしゃいますので、皆さん、傍聴者のほうから御意見を伺ってよろしいでしょうか。それでは、傍聴席に、徳本議員がいらっしゃいますので、徳本議員、意見のほうをよろしく願います。

#### 徳本議員

私のほうは、一般質問もする予定で準備もさせていただいています。私は一般質問の自粛には反対という立場で、意見があります。議員の大事な義務でもあると思っていますので、議員の方から自粛を申し入れるというのは、仕事の放棄になってしまうのかなというふうに思います。

また、コロナ関連以外でも、市の仕事とか事業っていうのは続いていますので、そうであれば、議員がそれをチェックすることも続けたいと思っています。もし市のほうが、コロナ以外のことはストップだったら、チェックもストップできますが、重要な案件もずっと続いていますので、一般質問のほうは、ぜひさせていただきたいと思えます。

それと付随しまして、この、その他のところに、一般質問自粛した、一般質問をしない方は、次回2回分行えるように、っていう案が、私の案なんですけど。これちょっと修正したいところあります。

次回といいますと、まだコロナが終息してない可能性もあって、そこで2回分行くと、また結局、皆さんがされた職員の負担を減らすっていう目的が達成できないことになるので、私としては、今回職員のために自粛するという方は任期中であれば、落ちついた後に、その分質問していただくっていう機会を平等にするっていう提案も、セットでさせていただきます。

その他は、職員の負担を減らすっていう意味では、幾つもの負担軽減の提案は持っておりますので、ただただやるというのではないという。

#### 血脇委員長

ありがとうございました。私のほうのちょっと。

#### 古澤委員

私が1番最初に申し上げたことが、曲解されているかなと思うので、ここでもう1回説明します。一般質問を、今回するかしないかということの決め方で、全員一致でなければならない。ということであれば、一般質問しますとおっしゃる方がいる限りは、しなければならないという結果になります。

しかし、一般質問をするかしないかということを決める場合多数決で決められるのであれば、それはまた違った局面に入ると思います、ということをお初申し上げたんです。

だから、全員一致で決めるのか、多数決で決めるのか、それによってまた変わってくるのではありませんかという意見を申し上げました。

#### 血脇委員長

この間の全協を開いた中では、もう一般質問をしないという方向性は出せないだろうというような、全協の中では。結論は議運で、方向性を出しますというような話にしてございます。

ここで今、議運を開いてるわけですが、これ、多数決というところが、ちょっと、私もちょっと理解がちょっとできない部分がちょっとあったりするんですけど。

#### 古沢委員

議運は全協と違って、全員一致ということではなかったような気がしますけど、どうでしょうか。

#### 柴田副委員長

一般質問っていうのは、議員の個人の権利として持っているもので、賛成多数とか反対が多数とか、そういう多数決で決められる話では私はないと思うんですね。議員必携にも、行政機関の所信や疑義をいつでも正すことができないと、その職務を十分に果たすことができないから、議員固有の権能として与えられているものであると、今、個人の権利であるというふうになっているので、自粛をする人とか、そういうので自分で自主的にやめる人をとめる権利ももちろんないんですけど、この時期、執行部の仕事が継続している以上は、やっぱりきちんとチェックをし、市民生活の改善を、コロナのことだけでなく、改善を目指すために質問していくっていう姿勢を持って質問したいっていう人がいる以上は、一般質問全体を日程から外してしまうっていうことは、私はできないんじゃないかなと思うんですね。なので、一般質問は通常どおりにする人は通告する。

多分、皆さんそれぞれの考えがあって、いや今回やめておこうという人もいるかもしれないし、それから一般質問を通告するにしても、先ほど徳本議員がおっしゃられたように、いろいろとそれを短くする、執行部の手間をかけないようにするアイデアを持っているということで、それを実践して行っていくとか、そういう個々の議員の工夫なりで、一般質問を日程から外さないで、通常どおりにするっていうことが、妥当ではないのかなと私は思うんですけど、どうでしょうか。

#### 古沢委員

この白井市議会のことですから、白井市議会の議運で運営方法を決めていけばいいかと思えますけれども。

今回、国の非常事態宣言が出されています。あれは憲法に非常事態要綱っていうのがないのでね、要請という形になってますけれども、実質的には非常事態の、非常事態下での、要請です。だから、白井市のほうにも、国家のレベルが、当然来てると思います。

けれども、先ほど申し上げたように、憲法で規定されてないから、あくまでも要請です。しかし、この中止の3番目に書かれてあるように、一般質問は議員の権利だけど、それは正常時の権利であります。異常時になって非常事態が出たときは、本来違うはずでありますけれども、やはり正式な非常事態宣言ではないので、そういう猶予というものが、この白井市の議員の見解の中でも生まれているのかもしれない。

私は非常事態宣言ないけれども、憲法にですね、非常事態ということで、やはりこれは、一般質問の権利というのは、正常時における権利であるということで、今申し上げましたけれども。あとは皆さんの判断ですかね、ほかの委員の方たちの。

#### 柴田副委員長

私の立場は先ほどお話ししたとおりなんですけど、この間の臨時議会で、離席を認めるっていうことにしました。で、これも、次の6月議会の中で、当てはめることができるのではないかなと思っておりまして、執行部にしろ、一般質問をもし行うにしたら、離席して自室で中継を見ているとかね、そういうような手だてをとるということもありかなと思ひまして。そういう意味では、執行部の負担も減らし、議員の安全も図りながら進めていく。議会は絶対にやらなくちゃいけないものなので。

そのほかの部分で、例えば本会議制にして、委員会制を本会議制にするだけで1週間縮めることができるので、そういうような工夫をしてはどうかなと思います。以上です。

#### 血脇委員長

先般、議員全員協議会の中で、要するに、一般質問を中止するというような合意形成がもう図れなかったということで、結論は、議運で出しますというような、全員協議会で結論を出せるものと、出せないものがあって、やっぱり議会上の部分は議会運営委員会で決定するということがございますので、今日ここで、議会運営委員会として、方向性を定めるために。

先般の全員協議会の中で聞いてるとおおむね、この一般質問の取り扱いってというのはどういう取り扱いになるのかなってというような方向性が、もう見えていたのかなって、個人的には思ってます。ただ、この一般質問を今度、どのように、ってというのは、この中に時間を短縮するすとか、様々なことが書かれてますけど、そのあたりも一般質問はするんだったらするというような形で、するに当たって今までどおりなのか、あるいは改善するのか、今回に限りというような、その辺をちょっと、後でちょっとお話をいただければと思ったんですが、皆さん一般質問、今、古沢委員、それから、柴田副委員長も言われたんですけど、6月定例会、一般質問は行うというような方向で、よろしいのかなと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。御意見を。



#### 古沢委員

よろしいのでしょうか、と委員長がおっしゃるのではなくて、御意見まだ出てない方たちにはお聞きください、聞いてくださいますか。前回の全協を受けて、その上で、皆さんそれぞれの考えが出来てると思うので、聞いていただきたいと思います。

#### 血脇委員長

それでは、秋谷委員のほうからお願いします。

#### 秋谷委員

じゃ、私のほうから。私のほうは、市民の方には毎日のように、自粛、自粛と求めている状況なので、本来であれば、議会のほうも率先して何らかの対応をとるべきだと思います。

ただ、一般質問については、個人の権利までということになると、やはり、やりたい方がおられれば、多数決で決めるのも、ちょっと、きついかないと思うんで、一般質問、何人の方がやるかもしれませんけども、ただ通常みたいに10何名の方がやるような状況にはないと思いますので、例えば1日、2日とかなるかもしれません。その場合も、一般質問の方には、時間等の短縮、それから、執行部の方の席、担当者以外の部課長であれば、離席をしてもいい、それからもちろん議員の方も、前回あったように離席していいとかっていう条件をつけて、やるような形になるのか、中間の形になるかもしれないけど、そのような形で、私はそう思います。個人的には、中間の話になっちゃうかもしれないけれども、やるのであれば、やるなりの方向性を考えてもらって、人数が1日、2日短縮されれば、市民の方にも幾らか説明がつくのではないかという私の意見です。以上です。

#### 血脇委員長

それでは田中委員お願いします。

#### 田中委員

まずですね、この議会運営委員会で採決して、いわゆる一般質問をやるかやらないのか、止められるのか、というところが一つありまして、それと3月議会で、よその自治体のほうでは急遽、申請しているにもかかわらず一般質問を全て中止にしているんですよね。ですからそれが、議運で決めたことなのか、全員自主的に決めたことなのかちょっとそこまでは存じ上げていないんですけども。何ていうのかな。岩田議員がおっしゃった全員一致ってということ以外に選択肢があるのかなというところが一つあります。

前回のときにお話ししたように、私たちの会派では、もう既に自粛をしましよというように話し合いがついています。最悪、どうしても止められないんだということであれば、それは前回の傍聴のときに、委員長・副委員長等が決めていただいたように、極力、というような文言でやっていくような方法しかないのかなと。

なおかつ、秋谷さんがおっしゃったように、時間に関しても御配慮願いたいというような

お願いしかできないのか、それとも議運で、多数決で決めることが可能なのか、そのところはちょっと、まだよくわかっていない状況でございます。

血脇委員長

植村委員をお願いします。

植村委員

自分たち公明党3人で、何か打ち合わせをして言う意見ではないです。これは自分の考えなので。

やはり議会運営委員会で決めるっていうことは大事になると思いますので、ここで決めるのに全員一致とか、多少反対された方がいたとしても、やはり多数決に従っていったほうがいいのかなくて、自分では思っています。

あと議員っていうのと一般質問っていうのは、切っても切り離せないようなものになっているっていうことはよくわかるんですけど、この一般質問も、議員と住民とそれと市民ですね、それからあと執行部、行政とこう、三つ関係しているわけですよ。

で、この一般質問をやめたりすることによって、市民に非常に迷惑がかかるようであれば、これはやめるべきではないと思うんですけども、今の国の状況を考えると、緊急事態宣言まで出されている中で、議員の権利とか一般質問をしないと世の中が進まないっていうことであれば、それはそれなりにやればいいのかと思うんですけども、今、国で定めた方向で、いろいろな物事が進んでいる中で、議員個人の意見を一般質問で発表したとしても、それが実施されるまでには、あるいは動かすまでには、行政それから市民、議員、いろいろな立場の人が、時間と労力をかけて進めないといかないわけです。

ところが、こういう緊急事態には、やることとやらないことを決めていきますから、やることについて、そしてまたその漏れている大事な点については、ここにどなたかも意見言っていますけれども、一般質問を封殺するっていうのではなくて、これ言わないと大変だよねと言ったら、ダイレクトに会派を通じたり市長にあるいは秘書課になり、きっちりと、伝えていけばいいんじゃないかなと思います。

そんなことで、全会一致で決めたほうがいい、そしてまた、それが決まらないで一部の人がやる、やらないっていうと、市民にはすごくわかりにくい。また、その内容がどれだけのものなのか。自分のアピールだけのものなのか。本当にこれを取り上げないと白井市が進んでいかないのか、そういう観点からもいろいろ考えて、一般質問が必要なのかっていうところが、ちょっと自分は疑問です。

言うなって言っているんじゃないんですね。大事なことは、ほかに言う手だてとか、伝える手だて、動かす手だてっていうのは、僕はあると思うんじゃないかなと思います。

そんなことで、ちょっとまとまり悪いんですけど、自分はそういうふうに考えています。

血脇委員長

それでは、石井委員お願いします。

石井委員

まず、1番最初に古澤委員がおっしゃったようにね、今日の決め方どうするんですかっていう部分なんですけれども、議会運営委員会で、今日のこのメンバーで多数決っていうことでの決め方はないな、というふうに思っています。

議運は、皆さんの意見を出し合って、調整を図って、みんなが納得するところで合意をしていくって部分なので、決め方としては、いつものように、みんなが合意をするところで、着地点を見つけていきたいなというふうに思っております。

それからですね、本題に入ります。一般質問をやるかやらないかについては、まず、この緊急事態宣言が出ている中で、第2次世界大戦以来の、今、大変な状況だというふうに世界で言われている中での一般質問については、通常と同じように考えるのはどうかなというふうに思います。

そこで、中止か必要か、この2者選択はできないと思っています。なので中止でもなく、必要でもなく、その他のところに、私は入るなというふうに思います。

なぜかっていうと、まず、この一般質問、中止にしちゃうと、やっぱりそれは議員の個人の権利どうなんだって話が出てきます。必ずね。

では、必要だけれども、こういう事態なんだからみんな自粛しましょうよっていう中で、自粛をされる議員、そしてそれでもやるんだという議員がいる中で、それは市民にわかるかという、それはわからないと思うんですね。

なので、やはり今回はコロナウイルス感染症対策にかかる一般質問であるから、これは、議会運営委員会でこういう話し合いがされましたと。基本的に、緊急でない質問については自粛していこうという話し合いになったとか、あるいは、何かちょっと文言は違いますけれども、何かの冠があってね、その中で、委員としての権利である一般質問をどうしてもされる方もいますっていうような、何か一つ冠があって、それで、やる方がやるっていうふうにしないと、やらない議員は、市民にとってですよ、市民にとって一般質問やらなかった議員は何なんだっていうふうな見方をする人もいるし、逆にやった議員は何なんだっていう見方をする人もいると思うんですね。

だから私は、一般質問は中止と決めることもできないし、必要と決めることもできないんじゃないかなっていうふうに考えます。

中身については、これからここで議論しなくちゃいけないんじゃないかなと思っています。以上です。

血脇委員長

ありがとうございました。

いろいろな意見が出たんですが、決をとったほうがいいだろうという御意見もあったと思

います。それから、自主性、という言い方が適切かどうかあれですけども、議員おのおのの判断でやっていただくというような御意見もあったと。それから、ここでは、決をとるべきではないだろうと。やっぱり議運というのは調整を図って、結論を出していくところだろうというような意見もございました。それから、果たして決をとるのがそれが正しいのかどうかというような御意見もあったと思います。

さて、では、どないしますかというようなことになるんですが、今、おのおのから意見をいただいたところなんですけど、皆さんの意見を聞いた中での意見を求めたいと思います。

委員外発言が出ましたが、いいですか。ちょっと待ってください。

#### 田中委員

先日の傍聴のときのコメント、もしあったらちょっと読み上げていただけたらありがたいかなと。傍聴のとき、傍聴は控えていただきたいとかっていう、何かいい言葉が入ったじゃないですか。あの言葉をちょっと参考にしたいなという。

お時間かかれば後でも、最終でも結構です。極力控えてくださいみたいなものだったか。それを議員に当てはまらないかなと思ってちょっと、手を上げさせていただきました。では、どうぞ。先進めてください。

#### 血脇委員長

今、田中委員から、一般の傍聴者へのホームページに載せた文言ということで、今準備をいただいていますので、そのほかのところ何かございますか。そう、先ほど田中委員から、一般質問を中止している市議会があったと。それが議運で決定されているのかどうかというような部分で、私なりにそんなにいっぱいじゃないんですけど調べてみました。

相模原市は議運で決定しています。一般質問を中止していると。それから、大阪、堺市、ここも、議運でやっていると。ただ、大阪堺市は、質問時間を半分にしているというようなもの。あと、それから一宮市、一宮市も、決定して時間を半分にしていると。あと、これ一宮市は、ちょっと後で話すことなっちゃうんですけど、一宮市は一般質問に、PCを使って、スライド等を利用している市議会、今回に限り、スライドの使用を不可とするというような対応をされているところもあるということで、先ほど田中委員のほうからあったんですが。

#### 古沢委員

先ほど石井委員のほうから、議運は合意をとって決めるもので、多数決にするものではないという発言が、ございました。

私も合意をとるということは、もちろん反対ではないし、今までもそうあったと思いますけれども、きょうも皆さんの御意見を出していただいて、出す前にすぐに多数決するわけではなくて、御意見を出していただいて、自分の意見はこうだけれども人の意見はこうだな、全体はこうだなという思いを自分の中で練った後に、じゃ、どういうふうに決めるのかということで、多数決があってもそれは、合意に従わないということではないと思います。

今までも、議運は多数決で決めてきた経緯があると思いますけれども、そこだけ、今後また多数決したいという、合意を図ってということになると、おかしいことになると思いますので、そこだけ確認したいと思います。今まで多数決なかったですか。

血協委員長

ちょっとすいません、協議会に、協議会に切りかえます。

—協議会—

血協委員長

再開します。休憩します。

—休憩— 10 : 49

—再開— 11 : 00

血協委員長

それでは、定刻になりましたので、会議を再開いたします。

協議会ではありません。会議を再開いたします。意見がございましたらお願いいたします。

石井委員

もう少し協議会にしてください。

血協委員長

わかりました。それでは、ここから協議会といたします。

—協議会—

血協委員長

それでは、協議会をといて、委員会に戻します。

秋谷委員お願いします。

秋谷委員

私は、最初の発言で言ったんですけども、私個人としては、今まで市民にこれだけ自粛を、家を出ることさえも控えてくれ、って言っているこの状態でやることについては、一般質問は、議員の自主性に任せて、皆さん全員がやらないことが1番私がいいと思っています。その上で、ただ、何人かの人はどうしてもやりたい、って言うんだったら、最初に言ったとお

り、これは、例え1日でも、時間短縮してでも、執行部が一部退席しても、議員の方がネットで見るにしても、やるしかないんだろうと思っています。

私の個人の意見としては、できれば、自主的に皆さんが全員取りやめていただくのが、私は、国県町を含めて、皆さんが今一丸となっている中では、私は最善だと思っています。

近隣の市町村を見ても、急遽やめているところも、さっき言った通りあるんで、決め方はいろいろ、問題はあるでしょうけども、ただ最初に言った通り、やる人がいるのであれば、強制的にやめてくださいっていうのは、とても言えないんで。自主的に、っていうことで、できれば議会運営委員会も、そういう自主的っていう、先ほど田中議員が言ったように、自主的に、っていう文言を入れて、方向性が出せればいいかなと思っています。

ちょっと短いですが、一応そういうことです。

#### 血脇委員長

それでは、田中委員、お願いいたします。

#### 田中委員

最初から言っているように、私たちのところでは自粛という言葉を使わせていただいて、今回は3人とも自粛しようね、というような決め方をしておりますんで、中止という言葉だとちょっと、先ほどおっしゃったように、きついのかなというようなところがありますんで、できれば、全協で自粛のお願いを、ほかの議員さんにも来ていただいた中で、権利的なところをどうするかを、次のところでお願いできればと思っています。以上です。

#### 血脇委員長

植村委員お願いします。

#### 植村委員

今、田中議員のほうからも話がありましたけれども、やはり、自粛っていう形でまとまるといいと思っています。

大事なことは、今の世界的なこの状況をみんなが、認識をするっていうことが、大事だと思います。そうすると、どういうふうに進めたらいいのか、どういうふうに生きていったらいいのか、どういうふうに変えたらいいのかっていうのが、何となくその先のことが見えてくると思いますので、やはり大切なのは認識の共有ということで、これを共有していかなければいけないと思っています。

それからあとですね、要は、国が決めました。実際、手足となって動く、実施する主体は市町村ですよ、やるのは市町村でしょう。その市町村の長が、皆さんにもお配りしている、4月10日のお願いということで、議会の日程短縮してください。効率化していただけないでしょうか。それから、いろんな施設を、議会の施設を貸してください。それから、要望・意見などについては、個別に受けるより皆さんで協議してまとめてもらって、提出してもらいた

い。で、市民の皆さんにいろいろな取り組みなどをしっかり周知させていきたい。

この4点を、実施する長としてお願いしたいって言いました。そういうことであれば、私たちもそれに沿ってやっていかなければいけないと思います。

今回、皆さんも御存じのように、10万円の一律給付が決まります。このニュースが流れたときに、私の縁のあるいろいろな人、いろいろ相談してくる人から、うれしいって、1日も早くもらいたいっておっしゃっていました。行くと思うんです。市長もそう言っていました。1日も早く配りたいって。

これだけ認識がしっかりしていけば、あとはもう議員それぞれ、本人の自覚しかないかと思しますので、自粛でまとまっていけばいいと思っています。

血協委員長

石井委員お願いします。

石井委員

植村議員と全く同じで、自粛でいいです。

血協委員長

古澤委員お願いします。

古澤委員

私は中止と、1人でしょうけれども多分、中止ということを主張します。

なぜなら、今国家は、自粛の要請という実質的、強制でなければならぬことを自粛の要請というところで行っていますけれども、自粛の要請と強制の違いのほころびのところから、感染率が少なくなっていないですね。ほんの少し、予想よりもね。

だから、私は今は強制という言葉は民主主義にとってすごく嫌な言葉ですね、なければないにこしたことはないことだけれども、今の状況考えると、強制を発揮しなければいけない時なのだろうと思います。

一般質問ですよ。もっともっとその、権利の剥奪みたいなものだったらとんでもないですけども、一般質問は先ほど竹内さんとか、平田さんの意見で出たように、今しなくてはならないものか、というところで考えたら、私は強制して、時間の短縮を図るべきだと思いますので、中止説です。

血協委員長

柴田副委員長。

柴田副委員長

そもそもが、会期の短縮を、っていうことが発端で、その中でまず、委員会制やめて本会議

制にしたらとか、そういうことも次に決めるんでしょうけど、それだけで1週間短くなる、っていうのがまず大前提にあれば、一般質問、皆さんがおっしゃるとおりに、こういう状況だっているということは、もう一人一人みんな認識はしているはずだし、だからこそこを聞かなくっちゃ、って売り考えるのか、それともやっぱりこれはもう協力して今回はやめようっていうふうに思うのか、そこまでは本当に議員の一人ひとりの考え方がさまざまだっていることを考えればそうなっちゃうと思うので、中止っていうことではなく本当に自主性に任せる。

まあもう、こういう状況であれば、っていうような感じもしますので、田中委員とか、植村さんたちのおっしゃるように、自主性に任せるということで。

自粛っていうよりは、自主性に任せる、っていうぐらいのほうがいいのかなっていう気もまだしますけれども、そういう意見です。

#### 血脇委員長

皆様から意見をいただいたとこなんですけど、自粛ということ、括弧書きで、自主性という部分が大半だったのかなと。あと、古澤委員のほうからは、中止というような意見が出たところなんですけども、さて、ここで結論を導き出したいと思いますので、大半の方が自粛というような形ですので、皆さん、自粛というような形で、6月定例会に限り、行なっていくということで、皆さん、よろしいでしょうか。

(はい。という声あり。)

それでは、6月議会の一般質問については、自粛というような形で議員皆様に後、報告をさせていただきます。

さて、それではちょっと時間ももう。伊藤副議長。

#### 伊藤副議長

今の自粛の件ですけども、自粛というだけではなく、中止という意見もあったということをつけ加えて、それを踏まえて自粛ということで決定いたしましたというふうにしたほうがいいんじゃないでしょうか。

#### 血脇委員長

承知いたしました。それでは、全員協議会で報告する際には、中止という意見もあったということは加えて報告させていただきます。

それでは、ちょっと今、時間もあれなんですけど、12時には閉会をと、ちょっと考えておりますので、それではこの後ちょっと、一般質問を自粛という形だったんですが、やられる方はいる場合、質問時間ですとか、それから先ほどちょっとあったんですけど、この6月議会から、パワーポイントじゃないけど、プロジェクターの投映を認めるというか、やることになっているんですが、そのあたりちょっと、協議をしておいたほうがいいかなと思ひまして、この



中ですね、一般質問の時間を短くするというような意見もここに一つ出てるいんで、時間についてのちょっと検討もしておいたほうが、時間の検討はしたのか、いや、していません、じゃなくて、した結果どうなったっていう形をとりたいと思いますので、質問時間及びプロジェクターの使用、この2点について皆様からの御意見をお伺いしたいと思います。田中委員。

#### 田中委員

プロジェクターの使用はですね、できれば延期というのが私の考え方です。それと時間なんですけれども、これも1時間ということが当然決まっています、今までの流れで、早く終わる方もいらっしゃるんで、もうその方の判断にお任せするより方法はないのかなと。例えば30分だとか、いや45分必要だとかって言うてくると、これもまたちょっときりがなくなりますんで。自粛の願いをして、なおかつおやりになる方は、時間的な問題も含めて、自分でお考えになって発言していただければよろしいのかなと思います。

#### 血脇委員長

今、田中委員のほうから、プロジェクターについては延期、それから質問時間は特に制限をかけることなくその質問者の判断に委ねる、という御意見なんです、ほかに御意見ございますか。

よろしいですか。それでは、一般質問については、プロジェクターの使用は延期する。質問時間については従前どおり1時間で、質問者の判断にあとは委ねる。というような形で決定をさせていただきます。

ちょっと懸念していたところがこの2点だったんで、今、一般質問の部分は、方向性が出ましたので、次は。古澤委員。

#### 古澤委員

一言確認させていただきます。一般質問の方向性として、自粛という言葉でよろしいですか。先ほど、柴田さんが何て言ったんだっけ。自主性に任せるとおっしゃっていましたがけれども、皆さんの意見をお聞きすると、任せるというよりは自主規制をしてください。その上で、なされる方はどうぞという方だということだと思うので、自粛という言葉にすべきだと思います。

#### 柴田副委員長

古澤委員が気にしてくださっているのは、私は、自粛、っていうよりもちょっと緩い、自主性に任せます、っていうほうが気持ち的にはいいんだけど、皆さんがおっしゃるようなことでよろしいので、自粛、っていう言葉で。ありがとうございます。

### 血脇委員長

ということで。今、一般質問のところは、とりあえず、とりあえずということはないけども方向性が見えましたので、これで6月定例会は、進めていくということにさせていただきます。長谷川議長。

### 長谷川議長

執行部のほうの退席のところなんですけれども、一般質問が想定している以外のところに及ぶ場合もあるんですね。そのときの対応を考えておかなきゃいけないのかなと思っているんですが、退席されてますと、質問がほかの部署に飛んだ場合どうするかっていうところを考えていただきたいんですけど。

### 柴田副委員長

どういうふうにするか、退席とか離席を認めるかっていうことを、最終的にまだ決まっていなくて、それがそういうふうになった場合に、さらにどうしたらいいかっていうことを話し合う、だからまず離席を認める、っていうこと大前提していいかどうかの合意を、ここでまずとってはどうか。

### 長谷川議長

退席に関しては、前回の臨時会で試行でやったと思いますけれども、関連部署の執行部だけ、居ていただいて在席していただくという形をとっていました。ですから一般質問に関しては、例えば総務に関して質問していたところが今度は財政に行くとか、そういうこともないとは言えないので、そののところだけ考えていただきたいということでございます。

### 血脇委員長

一般質問で、他の部のほうに質問が及んだときの対応ということで、それについては先ほど、柴田副委員長からもありましたが、議場からの退席について先般の臨時会の中で、退席を認めるというような形でやっておりました。6月定例会について、この退席を、先般の臨時議会のとくと、まず、そのような形で退席を認めるというような、方向でまずよろしいかどうか、皆さんで協議をいただきたいと思います。執行部及び議員もです。石井委員。

### 石井委員

原則、執行部も議員も離席を認める、でいいと思います。原則認めるといいと思います。で、前回の臨時議会で、私、離席したほうなんですけど、離席って結構、面倒くさかった。で、本会議場出てから、自分の会派の部屋の1番端っこまで行くのに時間がかかって、部屋行って、モニタースイッチ入れたらつかなくて、結局自分のスマホで見たんですけども、最初の市長の話はまず、ちょっとぶつ切りでよくわからなくて、最初の市長の話から、こっちは気合い入れて聞こうと思っていたんだけど、ぶつ切れであれしちゃうと、精神的にこう、何か

いじけちゃって、いいやみたいなきもちになっちゃうので、これはだめだなんていうふうに個人的には思いました。

ただ、離席を認めるにしろければ、そこは自由なわけですから、席立たなくてもいいわけですから、基本的に離席認めたらいいと思います。

それからもう一つ、一般質問について、執行部のそれをどうするかっていうことは、やっぱり一般質問は、結局される方はきっと自由にされるんだらうと思いますので、質問のね、通告のとおりやっていっても違う部署に飛んじゃうことはあると思います。

なので執行部には、離席は認めると言っておきながら、居ていただいたほうがいいんじゃないですか。以上です。

### 血脇委員長

今、石井委員のほうから、執行部の方も議員も離席を認めると。で、一般質問のときには、執行部の方には居てもらった場面ではないんですかというような意見だったんですか皆さんいかがでしょうか。田中委員。

### 田中委員

ほとんど今の石井委員のお話とほとんど一緒なんですけども。両方ともやっぱり、感染防止も含めて、離席をぜひ、許可をしていただきたいっていうのが一つあります。

前回、私と石井さんだけだったんですよ。確かね、離席したのは。ただそのときに、パソコンとかの用意をその日できるっていうのを知らなかったという人もほとんどなんで、次はパソコンとかの用意が、自分で離席する場合には持ってきてインターネットで、説明等を聞くという形に多分なってくるかなとは思っています。

柏あたりちょっと話を聞くと、最低限の人数だけ残して、あとは逆に、席離れてください、というようなお願いをしているところもあるようです。それは、やはりこないだもそうでしたけど長時間になっていますので、余りよろしくないということで議長さんからそういうようなお話があって、可決できる人数だけは居てくださいね。それ以外の方は、会派室でも、それこそ、何でしたっけ、みんなが集まる部屋ね。ああいうところでもいいんで、要は、ここへ来て聞いてください。というようなやり方をされているようなんで、ぜひそうお願いしたいなと思います。

それと、一般質問のときの離席、職員さんの離席に関しては、やはり一般質問される方が、この部長さんとこの部長さんには必ずいてほしいというような要望されたいかがなんですかね、質問される方が多いわけですから。

それ以上のところまで飛んでいっちゃうと、ちょっと、一般質問的にもおかしな話になりますんで、一般質問やる方がこちらから、参加していただける執行部をお願いするという形と同じように、一般質問される方が、何とか部長さん、何とか部長さん、何とか部長さんだけは、質問がありますんでそちらのほう居ていただきたいとお願いしてはどうでしょうかね。以上です。

血脇委員長

今、田中委員のほうからは、一般質問のときの対応で質問者が事前に出席要求をしておくというような御意見がありました。ほかに何か御意見、植村委員。

植村委員

僕ちょっと違って、こういうような状況下なので、質問する側の人も、省略するとか簡単にするじゃなくて、要約するっていうか、まとめて聞きたいことだけをしっかりとまとめて上げてさえおけば、広がらないと思うし、話している途中でこんなこと聞きたくなった、っていうことであれば、諦めてもらうと。

血脇委員長

すいません。何と言っていいのかわからない。今、植村委員のほうから御意見がありましたが、ほかに御意見ございますか。秋谷委員。

秋谷委員

田中議員が言われたとおり、質問者のほうからあらかじめ、どういう質問かっていうのは、もう通告されているんで、担当の部署っていうのはだいたい、そんなに広くならないんで、担当の部課長については、予想もできるし、口頭で言ってもいいんですけども、文書である程度のことは、全然関係ない部署の方がいるのもおかしな形なんで、この非常時に少しでも、部局に、現場の方に戻っていただいたほうがいいと思うんで、なるべく質問者の方もその辺のところを考慮されて、事前にそういう通告をされればいいと思いますんで、田中議員のおっしゃったとおりで私はいいと思います。

血脇委員長

ほかに御意見。古澤委員。

古澤委員

自粛ということの裏には、自主性に任せるということですから、もうそこに全て含まれるんじゃないでしょうかね。だから、質問者のほうから、部長、誰々を呼ぶとか、それも含めてね、もう自分たちで、良識的な範囲の中で行うということで、私はそれでいいと思います。

血脇委員長

柴田副委員長。

柴田副委員長

古澤委員に同じです。

血脇委員長  
石井委員。

石井委員

では、私はさっき全員居てもらったらって言ったのは取り下げます。お願いします。

血脇委員長

わかりました。と、なりますとですね、出席している執行部の方々については、その質問の内容、それから質問者等でですね、対応をしていただければというようなことなのかなと思いますが、そちらでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

余計なこと言うのはやめよう。それでは、議場での離席、これは議員、執行部側、両方ともを認めるということと、それから一般質問については、先ほど申したとおり、でございます。

先ほど、田中委員の方からあったのですが、これ議会の定足数っていうのは11名になっておりますので、議員が11名を欠いた状態で離席をしてしまうと議会が成立しなくなるので、そのあたりは前回の臨時会と同様に、会派については半数は議場に、というようなことで前回臨時会対応したんですが、そのような形で行ったんですが、皆さん御意見はいかがでしょう。柴田副委員長。

柴田副委員長

そのままでもいいと思います。で、結局この間は離席する人は少なかったし、6月議会もそれは自主的に、皆様の。ただし会派で過半数いなくなるのはやっぱりまずいので、っていうことで。あともう一つは、採決のときはやっぱり、居るんだったら戻ってきてもらいたい。

討論・採決はやっぱり戻ってきたほうが。柏みたいだね、半数いれば採決しちゃうよっていうのはちょっとどうかなと思うんで、ね。それぞれにモニターでご覧になれているんでしょから、そこは戻ってきてもらいたいと思います。

血脇委員長

それでは、過半数割れないように、各会派等で考慮していただくと。それから、採決のときは、自席で採決をということで、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

それではそのように決めさせていただきます。

時間も押してきてますので、すいません。傍聴者の皆さん、興味のあるところもあると思う

んですが、この審議方法のところで委員会方式を、本会議というようなところで、ここについて、ちょっと協議を、ちょっと時間は短いんですが、ここで結論出せないまでも皆さんの意見をちょっと聞いておければと。

結論が出せれば出しますけども、皆さんの御意見はいかがでしょうか。石井委員。

石井委員

ここに書いてあるとおり、もう御意見出ていますけども、審議方法を今までと同じではなく、今までは委員会方式をしましたが、今回に限っては委員会方式をやらないで、本会議場での質疑ということで、本会議方式に変更する。まずこれをしたほうがいいと思います。以上です。

血脇委員長

会期を短縮するために、通常であれば委員会方式をとっているんですが、今議会に限り委員会方式ではなく、本会議方式にするというような御意見ですが、ほかに御意見ございますか。田中委員。

田中委員

今のところなんですけれども、本会議制にすることによって、何日ぐらい例えば、縮小って可能なんですか、教えていただけますか。ざっくりでも構いません。

血脇委員長

石井事務局長。

石井事務局長

まず、6月議会ということでございますと、皆様にお配りしたとおりでございます、まず、通常の会期、今予定しておりますのは24日ということになっておりました。

これをですね、いろいろ意見があった中で、委員会と一般質問の順番を変えた場合、それから本会議方式ということで比較してみた限りでは、委員会と一般質問の順番を入れかえると、おおむね18日、約1週間位縮まります。

さらに、これを本会議方式ということにいたしますと、一般質問を通常どおり4日と想定しますと、大体12日、長くて12日、もっともっと短縮することは可能であろうと考えております。6日間ぐらい縮まる。本会議方式によってそれがさらに縮まって12日間も縮まる、半分で済んでしまうという、そうですね。

ちなみにでございますが、今、総務課のほうに議案を確認したところですね、おおむね20議案ということでございます。このうち9件が、農業委員さんの切りかえの時期ということで、人事案件が9件ぐらい。その初日採決、人事案件という形で、またあれになってしまうかもしれないんですが、一応現状では、人事案件9件、それから条例の改正関係が8件ほど、それか

ら予算その他で2件ほどで20議案、あとですね、議会のほうの選挙が1件ございまして、利根川水防組合の任期ということで、これは通常市長が宛て職になっているものですが、選挙も1件入ってくるというところでございます。以上でございます。

血協委員長  
田中委員。

田中委員

続きで、今、日程の短縮っていうのはわかったんですけども、委員会方式にした場合に、縛りみたいのを付けなくて、時間的に追いつくものでしょうかね。例えばですね、先日の臨時議会見ていまして、質疑が相当長い時間あったんですね。ですから通常ベースで、皆さん方がおのおの質問をしていくと、やりとりをやっていくと相当な時間がかかってくるという形なんですけど、それについては、さっきちょっと石井議員のほうでお話があったんですけども、どんなことを想定できそうですかね。

血協委員長  
石井委員。

石井委員

私は考えていたのは、本会議方式にして、やはりその場で初めて質問をバンバン、バンバンするとなると、やはり、この間の臨時議会でも重複した質問がたくさんありました。

人が変わると言い方は変わるんだけど、言ってることは同じで、執行部から帰ってくる答弁も同じでした。あれは無駄な時間だなんていうふうに正直思いました。なので、やっぱり私は、質疑をここに書いてある会派でまとめて必要最小限度とするっていうのも1案だと思うし、また、通常やっている大綱質疑は総括質疑のように、通告制にして本会議方式のときに質問をする。

通告制にすると、通告では最初の質問の内容を書きますけど、2回目、3回目の質問はかからないわけですね。でも、それでも、1人3回までっていう形でやっているような、ああいいう大綱的質疑とか総括的質疑のように、通告制にして、本会議場でやるっていうのを考えていました。以上です。

血協委員長  
ほかに御意見ございますか。柴田副委員長。

柴田副委員長

そういうやり方プラス、大綱的質疑とかでも長くなると1時間ぐらいかかっちゃったりすることもあるし、そういうときは議長の算段で、30分に1回休憩をとるとかね、そういう運

営上の配慮というのかな、これもしていただければいいのかなと思ったりしています。

血協委員長

質問時間が長くなる、質疑時間が長くなるようであれば、議長のほうで、適時休憩をとって換気等に努めると、努めていただくというような御意見かなと思います。

そのほかに。田中委員。

田中委員

今の皆さんのお話聞いた上で、委員会方式を本会議方式に変更するというところに、私は賛成したいと思います。

血協委員長

今、田中委員から委員会方式を今議会に限り、本会議方式にするということでありましたが、皆さんいかがでしょうか。

(「賛成」という声あり。)

それでは、6月定例会は委員会方式ではなく、本会議方式で実施をするということで、決めさせていただきます。

その質疑の、今度、細部の部分、石井委員のほうからですね、いろいろと通告制ですとかいろいろな御意見がまたあるのかなと思うんですが、すいません、この部分、ここで、本日は。すいません。石井委員から通告で、質疑をしていただくようにしたら、いかがかというような、御意見が出ましたが皆さんいかがでしょうか。いかがですか。

血協委員長

柴田副委員長。

柴田副委員長

ちょっと話しあっていた中で言っていた意見なんですけど、通告制にしてしまうと、逆に時間が、執行部はこういう質問が来るんだなっていうので、またその下準備をすとかね。

そういうふうになっちゃって逆に、2回目とか何聞くんですかとか、そういうことが始まって時間かかるんじゃないのかっていう意見もあったんで、ちょっとさうしようね、ともちよつと言にくいなっていうところ、何とも言えないんですけど。そういう意見もあるんで、どうでしょう。

血協委員長

今、通告制にすることによって逆に、執行部の方の負担が増えるのではないかというよう



な御意見も。石井委員。

石井委員

これがですね、前回の臨時議会を見ていてすごく思ったんですね。前回の臨時議会は本会議方式ですよ、全くの。そして、通告制もなくですね、あの場で質問が、ガンガン出たわけですよ。

前もって質問を用意された議員さんは、自分の質問をしたいというのはあるので、わかるんですけど、やっぱり同じことをみんな聞いているんですね。なので、やっぱり通告制にしないと、質問がかぶる。で、通告制にしてあると、書面で誰がどういう質問するのかっていうのは事前にわかります。

その上で、自分の質問しようとしてることが、かぶってるなっていうこともそこでわかるんですよ。そうすると、質問の整理もできるし、事前に議員のほうの質問の仕方も変わってくるのかなって思います。通告制にしなければどうなるかっていうのは、この間の臨時議会で、よくよくわかったんですけども。

血脇委員長

柴田副委員長。

柴田副委員長

石井委員の意見もよくわかります。これ、本会議制にするっていうことを決めた段階で、今日はこれでどうしましょう、って決定しなくても逆にいいんじゃないかなと思うんで、またちょっと時間が持てたらどうかなと。

で、ついでながらですね、大綱的質疑、下の方にありますけど、これは本会議制にした以上は不要だなと思うんで削ったどうでしょう。

血脇委員長

この1番下のところに、大綱的質疑というのがあって、本会議制にした場合なんで、これは要らないんじゃないかということなんで、これ、皆さんよろしいですか。大綱的質疑についての協議ということで、大綱的質疑は、なしということでもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

それでは、そのように決めさせていただきます。

それと、委員会制じゃなく本会議制にすると、通告制をどうするとか、いろいろ御意見が出ているんですが、これはですね、後に執行部の方の御意見も聞いてみて、ということで、執行部の方の意見をここに付してですね、皆さんでまた検討して結果を出したいと考えております。

で、誠に申しわけありませんが、長時間このような会議をやっているのもと、時節柄ありますので、きょうはここで。すいません。もう一つ。

で、もうゴールデンウィークに入りますんで、一般質問の部分はもう方向性が見えましたので、そのほかの部分は、時間的猶予が少しありますから、ゴールデンウィークを明けてから、もう一度、議会運営委員会を開催し、先ほどの本会議方式の細部の部分、それからということで、進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。石井委員。

石井委員

先ほど、局長のほうからね、一般質問と、それから審議の本会議方式でのやつを、順番を逆にする場合、18日になる、12日になる、っていう会期日程の短縮の話がありました。

これは今日決めたほうがいいんじゃないですか。つまり今までは、一般質問を先にやってきました。そして議案の審議を後にやってきました。これだと、どんなに短縮しても18日になっちゃうわけですね。

血脇委員長

先ほど局長が説明したのは、委員会制をとった場合、会議を前に持って行って、一般質問を後に送るというようなことで、今もう、委員会制は採らないよと、本会議制になりますというような結論が出ているので。

石井委員

ではこれは、一般質問を先にやって、本会議審議が後になっても、これは日程変わらないということですか。

血脇委員長

いやいや、7日間の短縮になるということです。

石井委員

どっちを先にしても変わらないということでもいいですか。

血脇委員長

すいません。石井事務局長。

石井事務局長

先ほど、シミュレーションした中では、一般質問を4日分取って、やった段階では12日あれば、収まるだろうというところでございます。

ただ、この中で一般質問を先にやるのか、議案の質疑を先にするのかっていうのは、まだこれからの議論になってまいりますので、最大でも12日あれば4日間の一般質問もカバーで

きるというふうには考えております。最大で12日あれば可能だろうと、今、事務局では考えているところです。

血協委員長  
古澤委員。

古澤委員

一般質問と審議、それを逆にすればもっと短縮できるということはないんですか、前は、一般質問の場所で、日にちが変わったということを知っていますけど。

血協委員長  
石井事務局長。

石井事務局長

一般質問を先にやる、質疑をやるという部分では、まず議員の皆さんの準備が違ってくると思うんですね。

議案の、勉強する時間ですとか、そういったものを考えますと、やはり、質疑・討論は、開会日より開けておいたほうがよいだろうと考えております。

ただ、これ、今の段階ではですね、委員会が全くない状態で想定しているんですが、いつ陳情、市内の陳情等が上がった場合にも、その場合は、委員会を開かないわけにはいきませんので、ある程度の休会をカバーしておかないと、委員会が入らなくなってしまうだろうというところは考えております。ですからその場合ですと、もし、陳情等があった場合には、開会した翌日にも委員会を開いて、会議録を調整する期間を、ちょっといただくという形が望ましいのかなとは、思っております。以上です。

血協委員長

ちょっとここは動向見てみないと、陳情が上がってくる可能性も無きにしもあらずということで、それではですね、先ほど申し上げましたとおりゴールデンウィーク明けて、また皆様と日程調整をさせていただき、本会議方式の中の質疑の部分について、協議・検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それまでに、執行部の御意見も聞いておきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で、よろしいですか。以上で議題1を終わります。

続いて、議題の2、その他についてを議題といたします。

委員の皆様から何かございますか。

議長から何かございますか。

事務局から何かございますか。

無いようですので、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

どうも御苦労さまでした。

－閉会 11:58－